

再公示：次の案件については、7月10日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示1 国名：マラウイ 担当：経済基盤開発部
案件名：リロングウェ市都市計画・開発管理にかかる人材強化プロジェクト（交通計画）

1 今回契約予定のコンサルタント
交通計画 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年8月中旬から2015年1月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次 国内作業 第2次 国内作業 第3次 整理期間 M/M
交通計画 5 90 2 75 2 90 5 9.20
（現地：8.50M/M、国内：0.70M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：8月5日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：交通計画 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：マラウイ/全途上国
類似業務：交通計画策定に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

マラウイでは1975年にゾンバ市からリロングウェ市への遷都が行われたが、これに先立ち1968年にリロングウェ市マスタープランにより首都開発の基本構想が示された。1969年には土地利用基本計画（The Lilongwe Outline Zoning Scheme）が策定され（1986年に改定）、同市の首都としての土地利用の方向性が示された。

2008年の国勢調査ではリロングウェ市の人口は約66万人であり、他のアフリカ諸国と同様、都市化の進展、人口増加が続いている。都市化に伴う様々な問題が顕在化する中で、土地利用基本計画は前回改定から20年以上改定されず、実態と計画との乖離が大きくなっており、無秩序な開発を抑制し、計画的な都市移設の整備を誘導するため、新たな都市計画の策定が急務である。

このような背景の下、マラウイ政府の要請に基づき、JICAは「リロングウェ市都市計画マスタープラン調査」を2009年6月から2010年9月に実施し、「リロングウェ市の都市計画マスタープラン及び都市交通、上下水道、住居環境改善における開発プログラム」（以下、リ市都市計画MP2010）を策定した。リ市都市計画MP2010では特に以下の項目が実施された。

リロングウェ市の長期（2030）土地利用計画策定

都市交通（道路、公共交通、交通管理）及び都市ユーティリティ（給水、下水道及び廃棄物管理）に係るセクター計画

リロングウェ市役所を対象とする能力開発計画

都市開発プログラム・プロジェクトの実施計画

マラウイ側カウンターパートへの技術移転

リ市都市計画MP2010では「リロングウェ市役所の能力開発計画」が優先課題の1つと掲げられており、JICAはリロ

ングウェ市役所を主要なカウンターパート（C/P）機関として、リロングウェ市の都市計画・開発管理能力の強化を目的とした「リロングウェ市都市計画・開発管理にかかる人材強化プロジェクト」（以下、プロジェクト）を2012年11月末から開始し、2015年3月まで実施予定である。

プロジェクトでは（1）市都市開発マスタープランのレビュー、（2）市都市構造計画の策定、（3）地区別土地利用計画の作成、（4）特定地区における詳細土地利用計画の作成、（5）市開発基準・ガイドラインの策定、（6）市の効率的な計画連携、開発許可の改善方策の提案及び試行、（7）都市計画関連の知識向上を活動項目としており、現在、チーフアドバイザー/都市計画の長期専門家が派遣されている。また、日本の関係行政機関から短期専門家（開発管理、住宅開発、交通計画、上水/下水/衛生分野、都市施設整備）の派遣が予定され、本専門家以外に土地利用/住宅開発、上水/排水/衛生計画、都市施設（パイロットプロジェクト）のコンサルタント契約の短期専門家も派遣予定である。

本専門家は、交通計画の観点から派遣中のチーフアドバイザー/都市計画専門家及び他短期専門家と連携し、リロングウェ市の都市計画・開発管理能力の向上を目的として派遣される。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントはリロングウェ市の都市開発の現状及び市役所の開発管理の仕組みを把握し、交通計画の観点からC/Pに対し助言、支援を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[交通計画]

（1）国内準備期間（2013年8月中旬～下旬）

ア 交通計画の観点から市都市開発マスタープランをはじめとする既存・関連資料の収集・整理・分析を行い、本業務の実施に必要な情報を入手する。

イ 業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出する。

（2）第1次現地派遣期間（2013年8月下旬～11月下旬）

ア JICAマラウイ事務所及びC/P機関に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜JICAマラウイ事務所に進捗報告を行う。

イ これまでのリロングウェ市の都市計画・都市開発の状況を確認し、詳細地区土地利用計画や市開発基準・ガイドラインにおいて、交通計画の観点から盛り込むべき項目をC/Pと協議・確認を行う。

ウ 特定地区の詳細地区土地利用計画策定に関して、交通計画の観点から必要な助言を行い、C/P機関とともにドラフトを作成する。

エ 市開発基準・ガイドラインの交通計画分野に関して、第1案を作成し、C/P機関と協議を行う。

オ 詳細地区土地利用計画策定や市開発基準・ガイドラインと関連したパイロットプロジェクトについて、交通計画分野の観点から助言、協力を行う。

カ C/P等関係者に向けた研修（内容：日本の交通計画事例、参加人数：最大25名ほど）において交通計画分野の発表を行う。

キ プロジェクト調整委員会、各種関係者会議に出席し、交通計画分野担当事項の説明を行う。

ク 現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に提出する。

（3）国内作業期間（2013年12月上旬～2014年1月中旬）

ア 現地業務結果報告書をJICA経済基盤開発部に提出し、進捗状況を報告する。また、活動計画の合意を得る。

イ 第2次現地派遣に係る業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出する。

（4）第2次現地派遣期間（2014年1月下旬～4月上旬）

ア JICAマラウイ事務所及びC/P機関に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜JICAマラウイ事務所に進捗報告を行う。

イ 活動計画に基づき、市開発基準・ガイドラインの交通計画分野に関して、関係機関と協議し、必要に応じて修正する。また、修正した市開発基準・ガイドラインについて理解を促進するため、マラウイ側関係者と協議を行う。

ウ 詳細地区土地利用計画策定や市開発基準・ガイドラインと関連したパイロットプロジェクトについて、交通計画分野の観点から助言、協力を行う。

エ 関係者に向けた研修（内容：他途上国の交通計画事例、参加人数：最大25名ほど）において交通計画分野の発表を行う。

オ プロジェクト調整委員会、各種関係者会議に出席し、交通計画分野担当事項の説明を行う。

カ 現地業務結果報告書（和文・英文）を作成し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に提出する。

（5）国内作業期間（2014年4月中旬～9月下旬）

ア 現地業務結果報告書をJICA経済基盤開発部に提出し、進捗状況を報告する。また、活動計画の合意を得る。

イ 第3次現地派遣に係る業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出する。

（6）第3次現地派遣期間（2014年10月上旬～12月下旬）

ア JICAマラウイ事務所及びC/P機関に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜JICAマラウイ事務所に進捗報告を行う。

イ 活動計画に基づき、市開発基準・ガイドラインの交通計画分野に関して、C/P機関と協議を行い、最終案を策定する。

ウ 関係者に向けた研修（内容：市開発基準・ガイドラインの最終案の共有、マラウイにおける交通計画の現状と

注意点、参加人数：最大25名ほど)において交通計画分野の発表を行う。

エ 業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(和文・英文)を作成し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に提出し、現地業務結果の説明を行う。

(7) 帰国整理期間(2015年1月中旬)

ア 専門家業務完了報告書(和文)を作成、JICA経済基盤開発部に提出し、報告を行う。

9 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(4)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書(全体、各派遣時)

和文2部(JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所)

英文3部(JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関)

(2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)

和文2部(JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所)

英文3部(JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関)

(3) 市開発基準・ガイドライン案(交通計画担当部分)

英文4部(JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関2部)

(4) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所)

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA経済基盤開発部又はJICAマラウイ事務所に提出する。

なお、上記成果品等の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路：香港 - ヨハネスブルグ - リロングウェ

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る全体関係図資料は、JICA経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第一課(03-5226-8136)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとする。見積書については、年度で分けて全業務期間分一括して作成すること。